

案件名	統合型GIS機器等賃貸借業務(窓口対応端末等)
開札日	令和8年（2026年）6月17日

No.	質問項目	質問	本市回答
1	<p>仕様書</p> <p>1. 4 調達期限及び賃貸借期間</p> <p>(1) 調達期限</p>	<p>昨今の世界的な半導体不足やメモリ等の電子部品の供給遅延、国際物流の影響により、IT機器の製造・出荷時期がメーカー側の事情で遅延する可能性が指摘されています。</p> <p>このような受注者の責によらない事由により機器納入に遅延が生じる場合、契約不履行とはならず、また指名停止や遅延違約金は発生せずに、賃貸借開始日延期などの協議に応じていただける認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>災害紛争等の社会情勢上やむを得ない事情が契約後生じ、所定の調達期限までに納品ができない場合は、賃貸借期間の変更等について、受発注者協議を行うことができます。</p> <p>また、受発注者協議の結果、やむを得ないものと判断され、賃貸借期間の変更等が行われた場合には、契約不履行とはみなさず、また指名停止や遅延違約金も発生いたしません。</p>